

平成24年（ワ）第328号，平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第31準備書面

—原子カムラからの脱却の失敗—

2015年（平成27）年2月27日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外

被告準備書面（13）の第1章 原告ら第3準備書面への反論の項に対する反論

1. はじめに

被告は同項において、原告らが、原子カムラに歪められた安全基準と安全審査において主張するところは、本件原子力発電所の具体的危険性と関係のない事項を述べるものであるとする。

しかしながら、原告らの主張は、そもそも安全審査は、原子力安全委員会およびその下での専門委員会などでの審理を前提としており、このことは本件原発でも同様であるところ、まさにこの安全審査体制そのものが原子カムラに支配され、国会事故調の報告書で「東電・電事連の「虜」となった規制当局」と評されているところであって（甲B第1号証464頁）、このような規制当局

での安全審査では本件原発の安全の確保は保障されないと主張するものであるから、まさに本件原発の危険性を主張するものである。

2. 次に被告は、原子力規制委員会では高度の独立性が保障され、透明性・中立性が確保された専門家らにより検討された新規制基準を用いて、厳格に審査することとされていると主張するので、この点について、以下の通り最近の原子力規制委員会の現状を指摘し、原子力規制委員会も、これまでの規制当局と同じように電力会社の虜になっており、原子力規制委員会の規制基準適合性審査では、本件原発の安全性は保障されないことを主張する。

3. 規制委員会の体質 その1

- (1) 東京電力福島第一原発事故をきっかけに、それまでの原子力行政に対する国民の不信感が急速に高まった。そして原子力規制委員会を発足させる際に、規制委員会の独立性や中立性、公正性などが国会で大きな議論となった。そこで政府は、「原子力ムラ」からの独立のため、原子力規制委員会発足前の2012年7月3日、法律とは別の厳しい人選基準を定めた。

そこでは、委員長や委員になる資格のない「欠格要件」として2点を決めた。まず、就任直前の3年間に原子力事業者やその関連団体の役員・従業員だった者で、もう一つは、同じく直前3年間に原子力事業者から個人として50万円以上の報酬を受け取っていた者である（甲B第293号証）。

これらの欠格要件は委員長や委員の「中立公正性と透明性の確保を徹底する」ことが目的とされた。

- (2) ところが、2014年8月に任期が終了した委員の交代委員として、同年9月に田中知東大大学院教授が就任した。

田中氏は、原発の推進機関である日本原子力学会の元会長で、これまで原発の利用に積極的な姿勢をみせていた上に、10～12年にかけて「日本原子力産業協会」（原産協会）の理事に就いていた。原産協会は、政府が関連団体とし

て例示した「電力会社と強いつながりがある団体」の一つであった。（甲B第○号証、北陸中日新聞 2014 年 5 月 30 日）

(3) 又、田中氏は原発関連団体から、報酬も受けていた。

まず、東京電力の関連団体の「東電記念財団」から 11 年度には 50 万円以上の報酬を得ていたことが明らかになっている。

財団の理事長は東電元会長の田村滋美氏で、東電元幹部が役員となっている（前同号証）。

(4) 更に、田中氏の報酬の件は、朝日新聞の情報開示請求によっても詳細が明らかとなっている。

すなわち、朝日新聞が東大に情報開示請求して得た「併任・兼業簿」や三菱FBRや日本原燃への取材によると、田中教授は2007年7月から2014年6月まで三菱FBR社で「アドバイザー・コミッティー」を務め、09年5月から2014年3月まで日本原燃の「ガラス固化技術研究評価委員会」で委員長をしていた。いずれも会社の事業内容について助言する役割で、報酬や交通費を受けていた。

日本原燃は使用済み核燃料の再処理や処分を、三菱FBR社は高速増殖炉の開発を事業としている。両社とも、事業内容は規制委員会の審査の対象になる原子力事業者である（甲B第295号証、朝日新聞 2014 年 7 月 5 日）。

(5) 加えて、前記の東京電力の関連財団以外からも、下記の通り報酬を受け取っていたことが、東大の財務資料や自己申告書から判明している（前同号証）。

東電記念財団	報酬	11年度	50万円以上
三菱FBRシステムズ	報酬	07～14年度	不明
日本原燃	報酬	09～13年度	不明

このように、原子力規制委員会発足時の政府の定めた欠格要件に該当する人物が委員に就任することは、被告主張のような独立性・中立性が今や形骸化していることの表れである。

4. 原子力規制委員会の体質 その2

- (1) 原子力規制委員会は2014年10月に「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」を公表し、国会事故調の報告に対し反論をした。

原子力規制委員会の体質を見る視点から重要なのは、国会事故調に対するこの反論からうかがわれる異常性である。

- (2) 国会事故調の委員であった田中三彦氏の論文（甲B第296号証の1170頁以下）は以下のように指摘する。

「この中間報告書（案）はつぎの二つの点できわめて受容し難いものである。一つは、検討内容が一方的であること（不利な問題や事象は議論しない）。もう一つは、この中間報告書（案）を作成した事故分析検討会の“体質”である。これが本当に福島原発事故に対する深い反省のもとに設立された原子力規制委員会の検討会なのかと思わせるほど、ひどい。その体質は、驚くほどに独善的であり、当然、報告書の内容もその体質を強く反映している。

この検討会は、更田豊志原子力規制委員のほか、原子力規制委員会の事務方である原子力規制庁から4人、（独）原子力安全基盤機構（発足当時）から5人、（独）日本原子力研究開発機構安全研究センターから4人、そして5人の「外部専門家」、合計19人のメンバーで構成されている。このうち合計9人のメンバーを出している二つの独立行政法人は、3.11までの原発の強力な推進機関である。

もちろん、この種の検討会には好むと好まざるとにかかわらずその道の専門家が必要だから、それもやむなしとしても、しかしそうであるなら - というより、そうであるからこそ - 少なくとも外部専門家には原発推進に慎重な立場をとる学者、研究者、技術者を何人か配しておくことが、原子力規制委員会という規制組織が必然的に求められているバランス感覚ではなかろうか。しかし、

このメンバーを見れば、いまの原子力規制委員会にそのようなバランス感覚がないことは明らかだ。

事実、外部専門家として原子力規制委員会が招聘した5人のうちの4人は、3. 1 1以後も積極的に原発推進を唱え、国会事故調報告書を公然と批判している奈良林直・北海道大学教授、旧原子力安全委員会の久木田豊氏、そして自己申告はしているものの原発関連企業から高額な寄付や研究助成をもらっている二人の学者である。

福島第一原発事故を受けて、原子力安全・保安院は、おそらくそれまでつねにいわゆる原子カムラの間人間だけで構成してきた各種審議会に対する反省から、原発慎重派の有識者を構成メンバーに加えはじめた。たとえば『ストレステストに関する意見聴取会』、『高経年化技術評価に関する意見聴取会』などはその例だが、それらは同時にインターネットでライブ中継された。それにより、こうした新しい形の審議会が3. 1 1以後一つの流れとして定着しはじめたかのように感じた人も少なくなかったはずだが、原子力規制委員会・事故分析検討会はその流れを完全に断ち切るものであり、3. 1 1以前の旧態依然とした審議会を彷彿させる。

(中略) 事故分析検討会は、常識では考えられない強引な戦術を押し通した。国会事故調関係者から意見を聴くことはしない、という欠席裁判方式である。この戦術は、2013年5月1日の第1回会合で配布された規制委員会作成の文書によく現れている。この文書の末尾には19人の検討会メンバーの氏名と所属が列記されており、その名簿のすぐ後につきのような但し書きがある -

「※オブザーバーとして適宜、東京電力、資源エネルギー庁からも出席を求める。」この但し書きの中に『元国会事故調関係者』の文字はない。これは、結局、東京電力や資源エネルギー庁からは随時話を聞くが、元国会事故調関係者から話を聞くことはしない、という原子力規制委員会の意思を表明したものであるといえるだろう。

(中略) このような態度では事故の経過をゆがみなく直視し、教訓をくみとれるものかどうか、はなはだ疑問である。こんな理不尽なことが、原子力規制委員会の名の下に堂々に行われていていいものか。いいはずはないが、これが原子力規制委員会『事故分析検討会』の実態である。」(前同号証)

- (3) まさにこの指摘は正しく、被告主張の原子力規制委員会の透明性・中立性は、その実態を伴っていないのである。

5. 原子力規制委員会への圧力

- (1) 更に、原子力規制委員会には政府から、原発再稼働に向けての圧力がかけられていた。
- (2) その端緒は経産省によるエネルギー基本計画策定による原発再稼働へ向けての動向である。

エネルギー基本計画は、国のエネルギー政策の基本方針や方向性を示すもので、原則3年おきに見直すこととされているが、自民党が政権復帰した後の2014年4月に閣議決定された現行計画では、民主党前政権の下での原発稼働ゼロ方針が消滅し、原発について将来にわたり一定の規模を確保する方針が示されたのである。(甲B第297号証)

- (3) この方針変更を受けての再稼働に向けての工作を、毎日新聞は以下のように報じている。

「エネルギー基本計画について説明したい」。経済産業省資源エネルギー庁から鹿児島県にこう打診があり、同庁ナンバー2の井上宏司次長がひそかに県庁を訪れたのは2013年12月10日。経産相の諮問機関の分科会で計画の素案が了承される3日前のことだ。

規制委が優先的に審査する対象を川内原発1、2号機に絞り込んだのは3か月以上も先のことだ。

川内は鹿児島県知事選(2012年)で知事が再稼働容認の立場で3選を果たしたこともあって、地元同意を考えると有力だったと政府関係者は振り返る。

(4) このような動向とともに、原子力規制委員会へも圧力がかかる。

自民党の「原子力規制に関するプロジェクトチーム (PT)」の塩崎恭久座長は2013年12月、規制委の田中俊一委員長と面会し、「あらゆる関係者と対話し、その上で独自の判断をしてほしい」と要請した。

水面下では、PTは事務局の原子力規制庁幹部を何度も呼び出し、「規制委は独立でなく孤立している」。

年が明けた頃から、田中委員長が審査の進捗(しんちよく)を事務方に問い合わせる回数が増えた。「そろそろルビコン川を渡らなければいけない」。委員長はそう感じていた。「(審査は) 終結に向かいつつある。今後の進め方の整理をしてほしい」と規制庁に指示。規制庁は19日の定例会で、モデルとなる原発の審査に人員を集中させ、審査書案を優先して作る方針を示し、規制委は了承した。

規制庁幹部は「自民党などの圧力は常に感じていた。職員は疲弊していた」としている。(以上(3)(4)につき甲B第298号証、毎日新聞2014年11月24日)

(5) 規制委員会の独立性など、虚構と言わざるを得ない。

6. 原子力規制委員会の同調

そして、原子力規制委員会委員長は政府の圧力に屈し、その独立性を放棄してしまう。

この間の変質を北陸中日新聞は以下のように報じている。(甲B第299号証、北陸中日新聞2014年3月25日)

「(基準違反だからと) 例えばボンと二十基止めたら世の中どうなっちゃうのか」(甲B第300号証、原子力規制委員会記者会見録10頁)

19日の定例記者会見で、規制委の田中委員長からこんな発言が飛び出した。

いろんな角度から質問すると、言いたいのは、電力需給などの事情もあり、7月に新たな規制基準ができたからといって、急ブレーキをかけるのはどうかということらしい。

田中氏は昨年九月に規制委が発足した当初から、こうした「事情」は一切斟酌しないと繰り返し口にしてきた。

昨年10月には、規制委の五人の委員の間で、「電力需給とか社会、経済的なことにかかわらず、科学的、技術的見地から規制を行う」と意思統一までした。」（甲B第301号証、平成24年10月3日平成24年度原子力規制委員会第3回会議議事録20頁）

ところが、原子力規制委員会は川内原発の再稼働を認め、独立性を放棄してしまうのである。

7. まとめ

以上の検討から明らかなように、被告の主張する原子力規制委員会の「高度の独立性」「透明性・中立性が確保された機関」「厳重な審査」など今や虚構であり、再び原子カムラに戻っているのである。

この原子力規制委員会による規制基準適合性審査によっては、本件原発の安全性は保障されないことは明らかである。

以 上